

# 市第 40 号議案関連資料（横浜市総合保健医療センター条例の一部改正）

## 1 改正の趣旨

横浜市中期計画では、精神障害者の日常生活を支援する拠点施設として精神障害者生活支援センターを平成 22 年度末までに各区に 1 館整備するとしています。港北区においては、精神障害者支援施設等の集積する横浜市総合保健医療センターに生活支援センターと同様の機能を付加することで、計画の着実な進捗を図ります。

今回の条例改正では、総合保健医療センターの新たな事業とその事業を実施する施設を位置づけるため、必要な改正を行います。

## 2 横浜市総合保健医療センターの概要

### (1) 設置・運営

- ・設置 横浜市
- ・運営 財団法人 横浜市総合保健医療財団
- ・指定管理期間：平成 18 年 7 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

### (2) 所在地

横浜市港北区鳥山町 1735 番地

### (3) 施設概要

施設種別	内 容
診療所	診察室、検査室、入院 19 床ほか
介護老人保健施設	入所（80 床）、通所リハビリテーション（20 人）
精神障害者支援施設 *	・精神障害者生活訓練施設（長期 20 人、短期 6 人） ・精神障害者通所授産施設（20 人） ・精神科デイケア施設（40 人）
その他	総合相談室、・精神障害者就労支援センター、講堂、研修室、フィットネスルーム*、薬局、医事課、事務室、（横浜市こころの健康相談センター）

\* 障害者自立支援法附則第 48 条に規定された精神障害者社会復帰施設と精神科デイ・ケア施設を総称しています。

## 3 精神障害者生活支援センターが行う事業

- (1) 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のための施設の提供
- (2) 精神障害者に対する入浴、食事その他のサービスの提供
- (3) 精神障害者の日常生活に関する相談及び情報の提供
- (4) 地域における精神障害者の自主的な活動に対する支援
- (5) 地域における精神障害者との交流の機会の提供
- (6) 精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援
- (7) その他施設の設置の目的を達成するために必要な事業